

# B・T Hall (Break Through Hall)

## 基本利用規約

株式会社ピアノプラザ札幌（以下「甲」という。）と、本施設の利用者または主催者（以下「乙」という。）は、甲が運営する「Break Through Hall」（以下「本施設」という。）の利用について、次の基本利用規約（以下「本規約」という。）を適用するものとする。

### ◆ 第1条 目的および施設概要

1. 本施設は、防音・遮音等に配慮した音響設計を備え、リサイタル、発表会、サロンコンサート等に利用するホールである。本規約は、本施設および付帯設備の利用条件を定める。
  2. 本施設の客席定員は50名とし、乙は定員を超えて入場させてはならない。
  3. 常設ピアノは、スタインウェイ&サンズ社製フルコンサートグランドピアノ「D-274」とする。
  4. ホールの基本利用料金には、グランドピアノ1台、専用高低自在椅子1脚、ワイヤレスマイク2本、照明および客席等の設備ならびに舞台袖・舞台裏の利用を含むものとする。有料オプションならびに楽屋・控室の利用を希望する場合、乙は事前に甲へ申し込むものとする。
  5. 有料オプション機材の利用を希望する場合、乙は事前に甲へ申し込むものとし、基本利用料金とは別に、次の料金を支払うものとする。  
なお、記載の料金はすべて消費税を含む。
    - (1) アンサンブル用PA（デジタルミキサー音響設備）使用料：16,500円
    - (2) コンデンサーマイク使用料：1本につき3,300円（最大4本まで）
    - (3) モニターアンプ使用料：1台2,200円
    - (4) 映像プロジェクター使用料：5,500円
- 乙が機材を持ち込む場合は、事前に甲へ相談するものとする。各料金の課金単位、PA使用料に含まれる機材および作業の範囲、機材の使用日時・数量ならびに操作担当者は、事前の打合せで確認し、個別契約に明記するものとする。

### ◆ 第2条 営業時間および利用時間の延長

1. 本施設の営業時間は原則として10時から18時までとし、定休日は火曜日とする。ただし、火曜日が祝日の場合は通常営業とする。
2. 営業時間外の利用は、甲の事前承諾を得た場合に限り、早朝は9時から、夜間は21時まで可能とする。なお、時間延長に関する料金は、延長される時間分について1時間単位で基本料金（1時間分）を加算するものとする。
3. 利用時間には、搬入、準備、リハーサル、片付け、原状回復および搬出の時間を含む。乙は予約時間内に退室を完了するものとする。延長を希望する場合は甲の承諾を得るものとし、超過時間は1時間未満を1時間として、前項の追加料金を支払うものとする。

### ◆ 第3条 利用の申し込みと契約の成立

1. 乙は、事前の打合せを行い、別途甲乙間で取り交わす「Break Through Hall個別利用仕様書」（以下「個別契約」という。）により利用を申し込むものとする。個別契約には、利用日時、利用目的、料金、利用設備および必要な運営条件を記載する。
2. 甲が申し込み内容を確認し、第5条に定める利用料金の入金を確認したうえで利用を承認した時点で、利用契約が成立するものとする。
3. 申し込み内容が本施設の利用目的に適合しない場合、または安全管理上の具体的な支障がある場合、甲はその理由を説明したうえで申し込みを断ることができる。

### ◆ 第4条 当日の受付および運営

1. 乙は、原則として利用開始時刻の20分前までに受付を行い、公演等のプログラム1部を提出して最終打合せを行うものとする。受付時刻は入室可能時刻を意味するものではなく、入室は予約した利用開始時刻以降とする。営業時間外の利用方法は事前に甲乙間で確認する。
2. 乙本人または乙が事前に指定した責任者の受付が完了するまで、甲は本施設への入室を認めないものとする。
3. 来場者の受付・誘導、公演中の舞台進行および出演者の補助は、乙の責任で行うものとする。甲による補助業務を希望する場合は、対応の可否および条件を事前に協議する。
4. 乙が作成するチラシ、案内状等には、主催者名および問合せ先の電話番号を明記するものとする。

### ◆ 第5条 予約受付 利用料金およびキャンセル

1. 予約受付は、利用予定日の6か月前の月の1日から開始し、当該利用月の1か月分を一括して受け付けるものとする。例えば、10月1日から10月31日までの利用は、同年4月1日から受付を開始する。
2. 乙は、利用申し込み後7日以内に、個別契約で定めた利用料金の全額を、甲の指定口座への振込みにより支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。期限までに入金が確認できない場合、別途合意がある場合を除き、申し込みは失効する。利用日が支払期限より前となる場合は、利用開始前の期限を別途定める。

3. 乙が予約をキャンセルする場合は、速やかに電話で甲へ連絡し、確認のため電子メール等でも通知するものとする。キャンセルの受付日は、甲が最初に取消しの通知を受けた日とする。
4. 乙の都合によるキャンセル料は、次のとおりとする。算定の基礎となる利用料金は、個別契約に明記するものとする。
  - (1) 利用日の91日前まで：無料
  - (2) 利用日の90日前から61日前まで：利用料金の50%
  - (3) 利用日の60日前から当日まで：利用料金の100%
5. 甲は、受領済みの料金からキャンセル料および返金に要する振込手数料を差し引き、残額を返金する。消費者契約法が適用される場合、キャンセルに伴い請求する金額は、同法に定める平均的な損害の額を超えないものとする。
6. 利用日の90日前以降の日程変更は、元の予約のキャンセルおよび新たな利用申し込みとして取り扱う。ただし、甲乙間で別途合意した場合はこの限りでない。

## ◆ 第6条 利用上の遵守事項および禁止事項

1. ホール以外の部屋を楽屋・控室として利用する場合、乙は事前に別途予約を行うものとする。
2. 駐車場は、乙および公演関係者用として最大3台まで無料で利用できる。乙は利用車両のナンバーを利用開始前までに甲へ申告し、指定された場所に駐車するものとする。一般来場者には公共交通機関または近隣の有料駐車場の利用を案内し、近隣施設への無断駐車および送迎のための迷惑駐停車を防止するものとする。
3. 無断駐車、申告台数の超過または迷惑駐停車があった場合、甲は乙に是正を求めることができる。乙が是正に応じない場合、または安全管理上重大な支障がある場合は、第8条に基づき利用を制限することができる。これにより甲に損害が生じた場合の取扱い、第9条によるものとする。
4. 入場料を徴収する公演等も通常料金で利用できるものとし、チケットの買取り、販売保証、収益分配等を伴う特別な割引は行わない。
5. 本施設内での火気の使用、喫煙、危険物の持込みおよび甲が認めた場所以外での飲食を禁止する。乙は、避難経路を確保し、消防・防災その他安全管理に関する甲の指示に従うものとする。

## ◆ 第7条 常設ピアノおよび付帯設備の利用

1. ピアノの大屋根の開閉、譜面台の取外しおよび照明の調整を希望する場合は、事前に甲のスタッフへ申し出るものとし、操作は甲のスタッフが行う。ピアノの移動は原則として認めない。
2. 乙および出演者は、通常の演奏に必要な鍵盤、ペダル等以外の部分にみだりに触れてはならない。アルコール等による手指消毒の直後は、手指が十分に乾いてから鍵盤に触れるものとする。
3. 腕時計、スマートフォン、タブレットその他の物品を、ピアノの上に直接置くことを禁止する。
4. 消しゴムのかす、鉛筆その他の異物をピアノ内部に落とさないよう注意する。異物を落とした場合は、自ら取り出そうとせず、直ちに甲のスタッフへ申し出るものとする。
5. プリベアド・ピアノ、内部奏法その他通常の演奏方法以外の使用を禁止する。
6. 録音・録画用のマイクその他の機材は、原則としてピアノから30cm以上離して設置し、ピアノの上または内部には設置してはならない。設置位置および方法は、事前に甲のスタッフへ確認するものとする。
7. ピアノの調律は、利用日時までに甲が指定する調律師が行い、基準ピッチはA=442Hzとする。乙の希望によるピッチの変更、利用当日の調律師の立会いおよび甲の指定外の調律師による作業は認めない。
8. 集合写真等の撮影時に、ピアノに寄りかかる、手を置く、またはピアノを移動することを禁止する。ピアノ前方の舞台上での撮影は、甲の指示に従って行うことができる。
9. ピアノの上に花その他の装飾品を置くことを禁止する。舞台上にスタンド花等を設置する場合は、事前に甲へ申し出て、指定された場所および方法で設置するものとする。
10. 甲は、防犯、安全確保および設備管理のため、防犯カメラによる常時録画を行う。録画データはこれらの目的に必要な範囲で適切に管理し、法令に基づく場合等を除き、目的外で利用または第三者へ提供しない。

## ◆ 第8条 利用の制限および承認の取消し

1. 乙が次のいずれかに該当する場合、甲は理由を説明したうえで、利用条件の変更、利用の停止または承認の取消しを行うことができる。是正が可能な場合は原則として是正を求めるものとする。ただし、緊急の危険がある場合は、直ちに必要な措置を講じることができる。
  - (1) 本規約または個別契約に違反し、是正の求めに応じないとき。
  - (2) 法令または公序良俗に反する行為があるとき。
  - (3) 甲の承諾なく利用権を第三者に譲渡し、または転貸したとき。
  - (4) 騒音、危険行為その他の迷惑行為により、施設運営や周辺環境に支障を生じさせたとき。
  - (5) 申し込み内容に重大な虚偽があり、または実際の利用内容が申し込み内容と著しく異なるとき。
  - (6) その他、利用の継続により人身または設備に具体的な危険が生じると認められるとき。

2. 前項に基づく措置に伴う料金の精算は、利用済みの部分、取消しの理由および第5条の定めを踏まえて行うものとし、甲はその算定内容を乙へ説明する。損害賠償が必要な場合は第9条によるものとし、同一の損害を重複して請求しない。

#### ◆ 第9条 損害賠償および利用不能時の取扱い

1. 乙、出演者、公演関係者または来場者が本施設や備品を汚損・破損した場合、乙は直ちに甲へ報告し、事実確認および被害の拡大防止に協力するものとする。
2. 乙の故意または過失により甲に損害が生じた場合、乙は、合理的な修理費・交換費および当該行為と相当因果関係のある休業損害等を賠償するものとする。出演者、公演関係者または来場者の行為については、乙が法令上の責任を負う範囲で対応する。甲は請求額の根拠を乙へ示すものとする。
3. 天災地変その他甲乙いずれの責めにも帰すことのできない事由により本施設を利用できない場合、甲乙は振替日程等を協議する。振替を行わない場合、甲は利用できなかった部分に相当する受領済みの料金を返金し、当該部分のキャンセル料は請求しない。
4. 甲の責めに帰すべき事由により本施設を利用できない場合、甲は利用できなかった部分に相当する受領済みの料金を返金する。甲の故意または過失により乙に生じた損害については、法令に従い賠償責任を負うものとする。
5. 乙および来場者の所持品は各自で管理するものとする。ただし、甲の故意または過失による損害について、甲の法令上の責任を免除するものではない。

#### ◆ 第10条 運営元 連絡先および管轄裁判所

1. 本施設の運営元および連絡先は、次のとおりとする。  
運営元：株式会社ピアノプラザ札幌  
所在地：〒062-0020 北海道札幌市豊平区月寒中央通2丁目2-1 2F  
電話番号：0120-88-5327 電子メール：info@pianoplaza.net
2. 利用料金の振込先は、次のとおりとする。口座名義は甲が発行する請求書に記載する。  
三菱UFJ銀行 札幌支店 (637) 普通預金 口座番号5175836
3. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議して解決する。
4. 本規約および個別契約には日本法を適用し、紛争が生じた場合は、法令による専属管轄の定めがある場合を除き、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
5. 本規約の一部が法令により無効となる場合でも、その他の条項は引き続き効力を有するものとする。